

会社法の改正に伴う技術研究組合法・施行令・施行規則の改正について

平成27年5月
経済産業省 産業技術環境局
技術振興・大学連携推進課

背景

平成26年の通常国会において、コーポレート・ガバナンスの強化等の観点から、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」という。）が成立、公布された（成立：6月20日、公布：同27日）。

技術研究組合法の体系においては、組織運営に関する一部の規定について会社法を準用しているため、会社法の改正を受けて、技術研究組合法、技術研究組合法施行令、技術研究組合法施行規則それぞれにおいて、改正を行った。

I. 技術研究組合法（「技組法」）（昭和36年法律第81号）

改正法律名：「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第91号。以下「会社法整備法」という。）

公 布：平成26年 6月27日

施 行：平成27年 5月 1日

1. 組合員外監事に関する要件の追加（第21条第5項第3号関係）

会社法における社外監査役に関する規律（会社法第2条第16号）の改正が行われたことを受け、技組法の組合員外監事の要件として、「当該組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。」を追加した（改正後の技組法（以下「新技組法」という。）第21条第5項第3号）。

2. 組織変更計画及び新設分割計画の記載に関する規定の追加（第62条第2項、第119条第2項関係）

会社法において、持分会社の組織変更計画及び株式会社を設立する新設分割計画に関し、組織変更後株式会社又は新設分割設立株式会社が、監査等委員会設置会社である場合には、同計画における取締役の氏名について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない旨の改正が行われた（新会社法第746条第2項、第763条第2項）。

これを受け、技組法においても、株式会社への組織変更計画及び株式会社を設立する新設分割計画に関し、同様の規定を新設した（新技組法第62条第3号、第119条第2項）。

3. 仮装払込みをした者に対する責任の強化（第75条の2、第130条の2関係）

会社法において、出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任が強化され（新会社法第213条の2）、払込金額の払込みを仮装した場合や、現物出資財産の給付を仮装した場合に、それぞれ仮装した部分に係る金銭・財産の支払・給付を免れないこと（第213条の2第1項）、この義務は総株主の同意がなければ免除することができないこと（第213条の2第2項）、出資の履行を仮装することに関与した取締役も原則として仮装払込みに係る部分の支払義務を負うこと（第213条の3第1項）、仮装払込みに係る株式について当該引受人は株主の権利を行使できないこと（第209条第2項）等を定めた。

これを受け、新技組法においても、「組織変更時発行株式」及び「新設分割時発行株式」の発行について、通常の株式発行と同様に、出資の履行に関し、仮装払込みを行った者に対して規制を強化するため、会社法の準用規定を新設し、その他所要の改正を行った（新技組法第75条の2及び第130条の2等）。

4. 組合分割時の債権者保護の強化（第114条第2項・第3項、第132条第2項・第3項、第141条第2項・第3項関係）

会社法において、会社分割にあたって、異議を述べることができる債権者が格別の催告を受けなかったときは、分割会社に知れている債権者だけでなく、分割会社に知れていない債権者であっても、分割会社又は承継会社若しくは新設会社に対し、一定の額を限度として、債務の履行を請求できるものと改正された（新会社法第759条第2項・第3項、第761条第2項・第3項、第764条第2項、第3項）

これを受け、技組法においても、①組合、②株式会社、③合同会社 それぞれを設立する新設分割において、同様の改正を行った（新技組法第114条第2項・第3項、第132条第2項・第3項、第141条第2項・第3項）

5. 監査等委員に係る規定の除外及び多重代表訴訟等の除外（第27条第3項、第34条第9項、第37条、第60条関係）

会社法において、監査等委員に係る規定及び多重代表訴訟制度に係る規定が新設されたが、技組法においては存在しない概念のため、会社法の準用規定から、当該部分を除外する改正を行った（新技組法第27条第3項、第34条第9項、第37条、第60条）。

6. 項ズレ改正（第75条、第77条、第78条、第99条、第108条、第130条、第131条等）

技組法における会社法及び技組法の引用部分に項ズレが発生したため、それを反映させる改正を行った（新技組法第75条、第77条、第78条、第99条、第108条、第130条、第131条等）

7. 経過措置（会社法整備法第102条関係）

上記1.～6.の改正を行うにあたり、以下の経過措置を定めた。

(1) 組合員外監事に関する要件の追加（1. 関係）

会社法整備法の施行の際、改正前の技術研究組合法（以下「旧技組法」という。）第21条第5項に規定する者に該当する者を監事に選任している技術研究組合の監事につい

ては、会社法整備法の施行後最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までは、新技組法第21条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする（会社法整備法第102条第1項）

(2) 仮装払込みをした者に対する責任の強化（3. 関係）

施行日前に株式会社への組織変更計画又は株式会社を設立する新設分割計画の承認があった場合におけるその組織変更時発行株式又は新設分割時発行株式については、新技組法第75条の2又は第130条の2の規定は、適用しない（会社法整備法第102条第2項又は第4項）。

(3) 組合分割時の債権者保護の強化（4. 関係）

施行日前に旧技組法の新設分割計画の承認があった場合における新設分割については、新技組法第114条第2項及び第3項、第132条第2項及び第3項又は第141条第2項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による（会社法整備法第102条第3項）。

II. 技術研究組合法施行令（「技組法施行令」）（平成21年政令第158号）

改正政令名：「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第225号）

公 布：平成27年 4月30日

施 行：平成27年 5月 1日

1. 責任限定契約を締結できる者の範囲の改正（第5条、第8条第2項関係）

今般の会社法改正においては、責任限定契約を締結できる者の範囲について、「社外監査役」を「監査役」に改正した（新会社法第427条第1項）。

これを受け、技組法施行令第5条の読替え規定も、「組合員外監事」から「監事」に改正した（改正後の技組法施行令（以下「新技組法施行令」という。）第5条、第8条第2項における会社法第427条の読替え規定）。

2. 項ズレ・引用部分改正（第3条第1項・第2項、第5条、第6条、第8条第2項から第4項まで、第10条、第13条関係）

(1) 読替え規定において引用している、技組法上の会社法の準用部分が改正されたこと、技組法の項建てが変更されたことを反映させる改正を行った（新技組法施行令第3条第1項及び第2項並びに第8条第3項）

(2) 読替え規定において引用している会社法の条項ズレを反映させる改正を行った（新技組法施行令第5条、第6条、第8条第2項、第8条4項、第10条、第13条）。

3. その他、技術的修正

読み替える字句の再整理等

Ⅲ. 技術研究組合法施行規則（「技組法施行規則」）（平成21年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）

改正省令名：「技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）

公 布：平成27年 4月30日

施 行：平成27年 5月 1日

1. 新技組法における新設規定（第75条の2、第130条の2）に基づく出資の履行を仮装することに関与した者を定める主務省令の新設（第65条の2関係）

新会社法において、出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任についての規定（第213条の3）等が新設され、仮装することに関与した取締役として法務省令で定める者は仮装払込みに係る部分の支払義務を負うこと等が定められた。

これを受けて、新技組法においても、「組織変更時発行株式」及び「新設分割時発行株式」の発行について、新会社法を準用する規定を、それぞれ第75条の2及び第130条の2として新設し、「法務省令」を「主務省令」と読み替えているところ。

このため、新会社法第213条の3の委任により新設される会社法施行規則第46条の2と同様の規定を、技組法施行規則においても新設した（改正後の技組法施行規則（以下「新技組法施行規則」という。）第65条の2）。

2. 項ズレ改正（第66条第9号、第88条第9号関係）

引用している技組法の項ズレを反映させる改正を行った（新技組法施行規則第66条第9号、第88条第9号）。

3. 技術的修正（第57条第2号、第59条第2号、第62条、第64条第2号、第71条第3号、第74条第5号、第77条第2号、第79条第4号、第84条第4号、第85条第4号、第88条第7号、第90条第6号、様式第10、様式第11、様式第12、様式第13、様式第14、様式第15、様式第16、様式第19関係）

以下に掲げる事項その他の技術的な修正を行った。

- (1) 第57条第2号等：表現の適正化・法律上の文言に統一化（第57条第2号：「組織変更後の合同会社」→「組織変更後合同会社」等）
- (2) 第59条第2号：第59条第2号ロで初出である「金融商品取引法」に法律番号を追記。
- (3) 第64条第2号：「公開買い付け等」は第59条で定義済みであるため重複している説明を削除。 等